

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月5日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第8号

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第13条の2の次に次の1条を加える。

（特殊勤務手当）

第13条の3 特殊勤務手当の種類は、災害応急作業等手当とする。

2 災害応急作業等手当は、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、職員が災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、一定の作業等に従事したときに支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。